

令和7年度 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の運営指導結果

加古川市は、令和7年度に以下のとおり運営指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

運営指導実施状況一覧

事業所数	文書指摘事業所数	文書指摘件数	文書指摘内訳
指定特定相談支援事業所 11事業所	8事業所	15件	人員に関すること 0件 運営に関すること 11件 報酬に関すること 4件 その他 0件
指定障害児相談支援事業所 10事業所	6事業所	11件	人員に関すること 0件 運営に関すること 10件 報酬に関すること 1件 その他 0件

運営指導で見受けられた主な事例

■運営に関すること

- ・内容及び手続の説明及び同意について、契約書及び重要事項説明書が保管されておらず、指定計画相談支援の提供の開始に際し、利用申込者の同意を得ているかの確認ができない者が見受けられた。
⇒指定計画相談支援の利用の申込みにあたっては、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、書面等により当該利用申込者の同意を得ること。
- ・契約時における内容及び手続の説明及び同意（契約書）について、児童名により書面同意を得ているものが見受けられた。
⇒当該指定障害児相談支援の提供の開始にあたっては、当該利用申込者（保護者）の同意を得ること。
- ・虐待の防止について、対策を検討するための委員会を開催しておらず、従業員に周知徹底をしていなかった。
⇒虐待防止委員会は少なくとも年1回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を行うこと。また、速やかに改善計画を提出し、運営指導実施月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。併せて、運営指導実施月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

- ・運営規程について、記載内容に誤りがあった。
⇒実態に即した内容に修正すること。

■報酬に関すること

- ・前月に作成したサービス等利用計画の内容について、翌月に見直し再作成した際、サービス担当者会議を開催せず、サービス利用支援費を請求していた。
⇒サービス利用支援費の算定に当たっては、一連の流れを踏まえた上で請求すること。また、適正な請求事務になるよう自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤の手続きを行うこと。
- ・障害児相談支援給付費について、利用援助費のみ請求すべきところ、誤って利用援助費及び継続援助費を同時に請求していた。
⇒適正な請求事務になるよう自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤の手続きを行うこと。
- ・サービス提供時モニタリング加算について、障害福祉サービス等の提供場面を直接確認せずに請求している者がいた。
⇒サービス提供時モニタリング加算を請求する場合は、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、その確認結果の記録を作成すること。当該加算を請求したものについて自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤の手続きを行うこと。
- ・医療・保育・教育機関等連携加算（通院同行）について、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供したことが分かる記録等がなかった。
⇒当該加算の算定に当たっては、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供すること。なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。また、適正な請求事務になるよう自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤の手続きを行うこと。